

観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」  
指定管理者候補者公募型プロポーザル公募要領

令和3年6月

富里市





## 目次

<b>第1章</b>	<b>指定管理者候補者の募集</b>	<b>1</b>
1	目的	1
2	対象施設	2
3	所在地	2
4	施設概要	2
5	開設予定時期	2
6	開設時間	2
7	年間開設日数	2
8	指定管理者の指定及び期間	3
9	指定管理者の業務範囲	3
10	事業の条件	4
<b>第2章</b>	<b>事業参加の要件</b>	<b>5</b>
第1節	事業者の募集及び選定方法	5
第2節	本事業への参加資格	5
1	参加資格	5
2	本事業に係る参加資格確認基準日	7
3	参加資格要件の喪失	7
<b>第3章</b>	<b>事業参加の手続等</b>	<b>7</b>
第1節	公募要領の配布	7
1	配布場所	7
2	配布期間及び時間	7
第2節	質問及び回答	8
1	質問	8
2	回答	8
<b>第4章</b>	<b>応募手続及び提出書類</b>	<b>8</b>
1	申請書類の受付期間及び時間	8
2	応募場所	8
3	応募方法	8

4	提出部数等 .....	8
5	提出書類 .....	9
6	費用の負担 .....	9
7	著作権の帰属 .....	9
8	辞退 .....	9
<b>第5章</b>	<b>指定管理者の候補者の選定 .....</b>	<b>10</b>
1	指定管理者候補者の選定 .....	10
2	指定管理者の指定及び協定 .....	11
3	その他留意事項 .....	12
4	問合せ先 .....	13
	<b>募集及び選考等のスケジュール .....</b>	<b>14</b>
	<b>別記様式 .....</b>	<b>15</b>

## 第1章 指定管理者候補者の募集

### 1 目的

地域の豊富な資源（農・自然・歴史・文化）の魅力を発信し、日常的に市民が交流する拠点として、また、首都圏や成田空港からの有利なアクセス性を生かし固定的な来訪者を獲得し、地域が一体となって来訪者をもてなす、地域による地域のための「着地型観光の拠点」として、観光の窓口となる観光・交流拠点の整備を令和3年度に実施する。市民が日常的に交流できる拠点として、さらには、地域一体となって来訪者をもてなす、地域による地域のための観光拠点を創出するため、民間のノウハウを最大限活用し、収益性の確保や質の高いサービスを提供するため、指定管理者制度の導入を予定している。

この公募要領は、富里市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第13号）に基づき、市が整備する観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」の管理・運営を行う民間事業者等を募集する公募型プロポーザル実施に際し、提案の募集、提案の審査、指定管理者候補者の選定及び契約の締結等の相手方の適正な選定を行うために係る手續について、必要な事項を定めるものである。

### 2 対象施設

#### (1) 名称

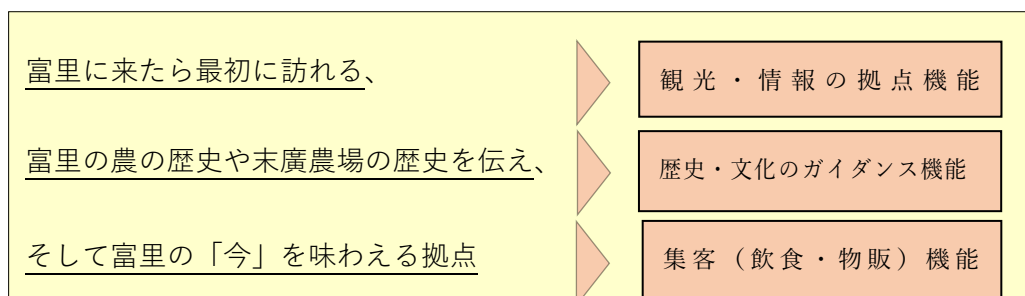
観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」

#### (2) 設置目的

良質な観光資源となる旧岩崎久彌末廣農場別邸公園（以下、「旧岩崎家末廣別邸」という。）と末廣農場跡地を相互に連携させ、一体的に活用し、富里市独自の「宝」（地域資源・観光資源）による賑わいを創出するため、末廣農場跡地に観光・交流拠点を整備する。

観光・交流拠点では、地域の豊富な資源（農・自然・歴史・文化）の魅力を発信し、日常的に市民が交流する拠点として、また、首都圏や成田空港からの有利なアクセス性を生かし固定的な来訪者を獲得し、地域が一体となって来訪者をもてなす、地域による地域のための観光拠点とする。「着地型観光の拠点」として、地域への観光の窓口となる観光・交流拠点を整備するものである。

#### (3) 基本コンセプト及び導入機能



各コンセプト及び導入機能、整備イメージ、施設規模についての詳細は、『観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」整備計画』を市公式ホームページで公表しているので参照されたい。 <https://www.city.tomisato.lg.jp/0000012217.html>

なお、整備計画中の「旧岩崎家末廣別邸」は、「旧岩崎久彌末廣農場別邸公園」と読み替える。

### 3 所在地

施設の所在地は、次のとおりである（添付資料1「位置図」参照）。

- ・地番 富里市七栄字獅子穴650番206外
- ・敷地面積 約9,200㎡
- ・所有者 市
- ・隣接道路 西側市道4-0074号線、東側市道4-0073号線、南側国道296号
- ・隣接道路3路線の重複しない交通量 約15,000台/12時間（平日午前7時から午後7時まで）（添付資料2「交通量」参照）

### 4 施設概要（添付資料3「整備イメージ図」参照）

施設の実施設計を今後行うため、以下の数値は変更となる場合がある。

- ・建物
  - 平屋1棟 約424㎡
  - 屋内イベントスペース 約212㎡
  - 平屋トイレ 約53㎡
- ・外構
  - 駐車場 約4,731㎡  
大型2台・普通車110台程度
  - ロータリー 約650㎡
  - 屋外イベントスペース 約800㎡
  - 緑地 約2,249㎡

### 5 開設予定時期

令和4年4月

### 6 開設時間

提案によるものとする。

### 7 年間開設日数

提案によるものとする。

## 8 指定管理者の指定及び期間

市は、本施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設とし、維持管理・運營業務に当たっては、関係法令等に定めるところにより、所定の手続を経て、事業者を指定管理者として指定する予定である。

### （1）指定管理者候補者・指定管理者の指定

選定の基準に照らして審査を行い、最も適当と求められた応募者を「指定管理者候補者」に選定する。

その後、市は指定管理者候補者と指定管理業務を円滑に実施するための基本的事項を定める協定に関する協議を行い、議会の議決を経て「指定管理者」に指定する。

### （2）指定管理期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするただし、事業期間中の維持管理及び運營業務が効果的・効率的かつ安定的に行われている場合には、新たな事業計画等を審査した上で継続できるものとする。

## 9 指定管理者の業務範囲

本募集により選定後、議会の議決を経て「指定管理者」として指定されるまでの期間は、「指定管理者候補者」として、市の求めに応じて整備事業に積極的に参画する。

また、市民や各団体等との積極的な連携構築を図りながら、管理運営に係る検討や調整・準備を行う。

指定管理者に指定後は、開場準備、維持管理及び運営に関する業務を行う。詳細は、指定管理者と協議の上で決定する。

### （1）開場準備業務

ア 市が開催する準備会議等への参加

イ 本施設の開業に必要な準備（検討・調整・準備）

指定管理者候補者が行う業務に要する人件費や事務費等一切の経費は、指定管理者候補者の負担とする。

### （2）維持管理に関する業務

ア 建物保守管理業務（日常点検、定期点検、保守、修繕）

イ 建物設備保守管理業務（日常点検、定期点検、保守、修繕）

ウ 清掃業務（建物・敷地内の清掃）

エ 外構施設維持管理業務（日常点検、定期点検、保守、修繕）

(3) 運営に関する業務

- ア 飲食・物販・ガイドンス機能を有する施設の運営業務
- イ 集客イベント業務
- ウ 広報業務
- エ 地域交流・地域振興業務
- オ 安全管理・警備業務
- カ 自動販売機の管理業務
- キ 事業者の自由提案による自主運営事業
- ク 総務・マネジメント業務（施設運営事業の全体統括、財務管理、市等との協議・調整・連携）

(4) 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うに当たっては、次の関係法令を遵守し、上記「2 対象施設（2）設置目的」に適合した管理運営を行うこと。

主な関連法令及び基準類を以下に示す。

今後制定予定の施設の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則
消防法
食品衛生法
廃棄物処理法及び富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
富里市個人情報保護条例
富里市暴力団排除条例
労働基準法等の労働関係法令

10 事業の条件

(1) 市の財政負担（維持管理業務・運営業務に要する費用）

本施設の維持管理業務及び運営業務に要する費用については、市が本業務に関する協定書を締結した事業者に対して、「指定管理料」として事業期間を通じて定期的に支払う。指定管理料の範囲については、資料2 観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」指定管理者候補公募型プロポーザル仕様書を参照。

なお、本業務に係る市の財政負担は、富里市議会の議決をもって決定するものとし、本業務に関する協定書の締結は、令和3年度を予定している。指定管理者候補者である期間及び開設準備期間については、指定管理料は支払わない。

(2) 指定管理者の収入

本事業における指定管理者の収入は、次のものから構成される。この収入の中か



ら施設の管理運営に要する経費に充てることとする。

- ア 指定管理料
- イ 利用料金収入
- ウ 指定管理者自らが企画する各種事業の収入
- エ その他の収入

施設の管理運営に要する経費とは、次に掲げるものをいう。

- (ア) 事業費（各種事業の実施に要する経費）
- (イ) 施設運営費（光熱水費等）
- (ウ) 施設維持管理費（修繕料等）
- (エ) 人件費
- (オ) その他経費

### (3) 納付金の設定

指定管理者は、年度ごとの経営状況に応じて、一定目標額以上の利益が生じた場合は、その利益の一部を納付金として市へ納入すること。

納付金の計算方法及び金額想定については、年度ごとの売上目標を検討しつつ、様式6-⑨「指定管理料、利用料金収入、納付金の額」により提案すること。

実際に納入する納付金の計算方法や納付方法については、指定管理者の提案に基づき、市と指定管理者が協議の上、決定し年度ごとに締結する年度協定書において定めるものとする。

なお、利用料金、指定管理料、納付金の関係性については、添付資料4を参照のこと。

## 第2章 事業参加の要件

### 第1節 事業者の募集及び選定方法

本事業は、長期間にわたり効率的・効果的かつ安定的なサービスを提供するために、事業者の有するノウハウ、能力を総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定は、「公募型プロポーザル方式」とする。

### 第2節 本事業への参加資格

#### 1 参加資格

##### (1) 参加資格要件

本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次のアからエまでの要件を満たした者であること。

ア 指定期間中、安定的、効果的、効率的に管理運営する能力を有する法人又は団体（個人の申請は不可）であること。

イ 業務を実施するに当たり必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

ウ 富里市内に事業所を有していること（現に有していない場合は、開設までに市内に本店、支店、事業所等を設置すること）。

エ 次のいずれにも該当しないこと。

（ア） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

（イ） 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者。ただし、再生手続開始の決定を受けているものを除く。

（ウ） 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている法人（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）等

（エ） 提案書の提出期限までの間に、富里市入札参加資格者指名停止措置要領及び富里市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者

（オ） 国税及び地方税を滞納している法人等

（カ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

（キ） 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等

（ク） その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

## （2）複数の団体での共同申請について

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での申請を可能とする。共同申請の場合は、体制（組織）の名称を設定し、代表者となる団体を指定して応募すること。また、次に掲げる事項に注意すること。

ア 共同体に上記「（1）参加資格要件」の（ア）から（ク）までに該当する法人等が含まれる場合は応募することができない。

イ 共同体を構成する法人等は、本指定管理事業に単独で応募することはできない。

ウ 市及び利用者に対する責任については、共同体の全ての構成団体が負うこととする。

エ 共同体を構成する場合は、市内に本店又は事業所等を有している法人等との結成とする（現に有していない場合は、開設までに市内に本店、支店、事業所等を設置すること）。

### （3）事業者への期待

事業者には次に掲げる事項について期待する。

ア 優れた企画力・実行力・マネジメント力を有すること。

イ 本施設の魅力向上に向け、地域の素材を生かした事業展開が可能なこと。例えば、地場産品の活用、観光資源・文化的資源の活用、地域人材の活用等、市活性化に寄与する自主運営事業の提案を期待する。

ウ 地域に開かれた愛される施設となるよう、居心地のよい交流空間の提供や地域資源の積極的な活用、地域の歴史・文化等を尊重し地域との良好な関係を構築すること。

## 2 本事業に係る参加資格確認基準日

本事業に係る参加資格確認基準日は、審査書類受付の日とする。

## 3 参加資格要件の喪失

参加資格要件について、参加資格確認基準日の翌日から、市と仮協定を締結するまでの間において、当該要件を満たさなくなった場合、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

## 第3章 事業参加の手続等

### 第1節 公募要領の配布

#### 1 配布場所

富里市経済環境部商工観光課

所在地：富里市七栄652番地1

※富里市経済環境部商工観光課での配布は、土曜日及び日曜日を除く。

※公募要領等は、市ホームページからもダウンロード可。

#### 2 配布期間及び時間

令和3年6月8日（火）から

午前8時30分から午後5時まで ※土曜日及び日曜日を除く。

## 第2節 質問及び回答

### 1 質問

#### (1) 受付期間

令和3年6月8日（火）から6月17日（木）まで

#### (2) 受付方法

様式1「質問事項提出書」に記入の上、電子メールにより提出すること。

送信先：富里市経済環境部商工観光課

shoukou@city.tomisato.lg.jp

※件名を「観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」指定管理公募に係る質問」とすること。

### 2 回答

提出された質問に対する回答は、令和3年6月23日（水）にホームページにおいて公表するものとし、質問に対する回答をもって実施要項等の補完、追加及び修正とする。

なお、回答に当たっては、質問を行った事業者名は公表しない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

※ 質問に関するメールの受信確認には応じるが、口頭、電話等による質問、受付時間外の質問書の提出には応じない。

## 第4章 応募手続及び提出書類

### 1 申請書類の受付期間及び時間

令和3年6月8日（火）から7月1日（木）まで

午前8時30分から午後5時まで ※土曜日及び日曜日を除く。

### 2 応募場所

公募要領等の配布場所に同じ。

### 3 応募方法

応募は持参又は郵送（簡易書留又は書留）により提出すること。なお、郵送の場合は、令和3年7月1日（木）必着とする。

### 4 提出部数等

(1) 提出部数 正本1部、副本（複写）12部

(2) 提出様式 提出書類は原則A4サイズ縦とする。

## 5 提出書類

次の書類を提案すること。

- (1) 富里市指定管理者指定申請書（別記第1号様式）
  - (2) 共同体概要表（様式2）
  - (3) 共同体連絡先一覧（様式3）
  - (4) 委任状（様式4）
  - (5) 誓約書（様式5）
  - (6) 事業計画書（様式6）
  - (7) 収支計画書（様式7）
  - (8) 法人等の経営状況を説明する書類（前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに類する収支予算書、収支計算書等）
  - (9) 申請の資格を証する書類（法人格を有しない団体にあつては、これに類する書類）
    - ア 法人等の定款、規約その他これらに類する書類
    - イ 法人等の登記事項証明書
    - ウ 法人等の印鑑証明書
    - エ 法人等の営業許可、認可等の証明書
    - オ 法人等の概要を記載した書類（直近1期分の事業報告書及び決算書）
    - カ 法人等及びその代表者の納税証明書
- ※「(9) 申請の資格を証する書類」に掲げるイ、ウ及びカについては、提出日において発行の日から3か月以内のものとする。

## 6 費用の負担

応募に当たり必要な費用は、全て応募者の負担とする。また、応募書類の返却はしないものとする。

## 7 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、市は指定管理者の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとする。また、情報公開の請求により開示する場合がある。

## 8 辞退

指定管理者の応募を辞退する場合は、指定管理者辞退届（様式9）を受付期間中に提出すること。

## 第5章 指定管理者の候補者の選定

### 1 指定管理者候補者の選定

#### (1) 選定方法

指定管理者候補者の選定については、応募資格のある応募者の提案内容により、次のとおり指定管理者候補者を選定する。

##### ア 一次審査 書類審査

※ 一次審査では、応募資格・要件を満たしているか、欠格事由に該当がないか等の書類審査を行う。

※ 一次審査通過者に対し二次審査を実施する。

##### イ 二次審査 応募者によるプレゼンテーション及びヒアリング等の実施

※ 令和3年7月26日(月)に実施予定で非公開により行う。

※ 選定委員による採点の結果、総合評点の一番高い応募者を指定管理者候補者として選定する。

※ プレゼンテーション(持ち時間20分)及びヒアリング(最大15分)を実施し、選定基準に基づき審査する。会場と開催時間は一次審査通過者へ別途通知する。

#### (2) 選定の視点

選定基準は、次の富里市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定による。

ア 事業計画に基づく運営が、正当な理由がない限り市民が公の施設を利用することを拒まないものであること及び市民が公の施設を利用することについて不当な差別的扱いをしないものであること。

イ 事業計画の内容が、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

ウ 当該指定管理者の指定の申請をした団体が、事業計画に基づく運営を適正かつ確実に実施するに足りる物的能力及び人的能力を有するものであること。

#### (3) 審査基準

選定基準に基づき、次のとおり審査項目を定める(別紙「選定基準」参照)。

ア 管理運営に当たっての基本的な考え方

イ 利用者サービスの向上及び検証方法

ウ 施設の利用促進(類似施設との差別化を図る特色ある提案等)

エ 施設の基本コンセプト、機能(旧岩崎家末廣別邸との連携・一体的な活用に関する考え方)

- オ 人員配置計画
- カ 経営の安定性と継続性
- キ 緊急時・苦情処理の体制（危機管理）
- ク 類似施設の運営実績
- ケ 富里市の観光振興活動実績、各種団体等との連携
- コ 指定管理料、利用料金、納付金の額の提案

#### （４）選定結果の通知

選定結果は、選定委員会による選定結果に基づき、応募者全員に文書で通知するとともに、次に掲げる項目を市ホームページ上で公表するものとする。

なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

- ア 最優秀応募者の名称・評価点
- イ 全応募者の評価点

※ 応募者の名称は、最優秀応募者のみ公表し、次点以下の者については、評価点のみ公表する。

## ２ 指定管理者の指定及び協定

### （１）指定管理者の指定

市と指定管理者候補者は、指定管理者に指定されるまでの間、仮協定を締結するものとする。その後、指定管理者候補者を指定管理者とする旨の議案を令和３年９月富里市議会定例会に提出し、議決を経て指定管理者として指定するものとする。

### （２）議会の議決を得られなかった場合等の措置

市議会の議決を得られなかった場合又は議決を得られるまでの間に指定管理者候補者を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、仮協定を解除し、当該候補者を指定管理者として指定しないものとする。この場合、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用について、市は一切補償しないものとする。

### （３）基本協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、管理運営業務の実施等に関する事項について、協議の上、市と基本協定を締結するものとする。

### （４）年度協定の締結

各年度の実施事項を定める年度協定を協議の上、市と締結するものとする。

#### (5) リスク分担の考え方

観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」指定管理者候補者公募型プロポーザル仕様書にある別表第1「リスク分担表」のとおりとする。ただし、当該分担表で定める事項に疑義がある場合又は、当該分担表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとする。

#### (6) 準備期間等

指定管理者候補者は、指定管理者として指定された日から令和4年3月31日までの間を開設準備期間とし、組織体制の確立、施設の維持管理上必要な保守点検業務の確認、開設に必要な準備を行うことができるものとする。なお、これらの準備に係る費用は、全て指定管理者の負担とする。

### 3 その他留意事項

#### (1) 指定の取消し等

市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができる。その場合、指定管理者は市に応分の補償をしなければならない。なお、指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。

#### (2) 施設の管理等

指定管理者が利用者の利便性を高めるために、施設の改修、新規の備品の購入又は市に帰属する備品を廃棄しようとする場合は、事前に市と協議し、決定するものとする。

#### (3) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了するとき又は指定が取消されたときは、市と協議の上、指定管理者の負担により速やかに原状に回復する義務を負うものとする。

#### (4) 事業の引継ぎ

指定管理者が指定期間の満了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には、責任を持って円滑な引継ぎを行わなければならない。なお、当該引継ぎに関し発生する費用等は全て指定管理者が負担するものとする。



(5) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとする。

4 問合せ先

富里市経済環境部商工観光課

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1 電話番号 0476-93-4942

FAX 番号 0476-93-2101 E-mail [shoukou@city.tomisato.lg.jp](mailto:shoukou@city.tomisato.lg.jp)

募集及び選考等のスケジュール

内容		時期
1	公募の開始	令和3年6月 8日 (火)
2	質問受付開始	令和3年6月 8日 (火)
3	参加申込書受付開始	令和3年6月 8日 (火)
4	質問受付締切り	令和3年6月17日 (木)
5	質問への回答	令和3年6月23日 (水)
6	参加申込書の受付締切り (様式1～5)	令和3年7月 1日 (木) 午後5時まで
7	一次審査結果通知・二次審査日程の通知	令和3年7月 5日 (月)
8	二次審査資料の提出締切り (様式6・7)	令和3年7月19日 (月) 午後5時まで
9	二次審査 (プレゼンテーション)	令和3年7月26日 (月)
10	指定管理者候補者の選定	令和3年7月下旬
11	審査結果の通知	令和3年7月下旬
12	仮協定の締結	令和3年7月下旬
13	指定管理者の指定	令和3年9月下旬
14	協定の締結	令和4年3月下旬

※一次審査については書類審査を、二次審査についてはプレゼンテーションを実施する。

応募書類等一覧

様式	書類名	提出部数	提出期限
別記様式1	富里市指定管理者指定申請書	正本1部 副本12部	令和3年7月 1日 (木) 午後5時まで ※別記様式1にある添付書類のうち、事業計画書、収支計画書、施設管理の理念・基本方針は、1次審査通過者のみ7月19日 (月)までに提出すること。
様式2	共同体概要表		
様式3	共同体連絡先一覧		
様式4	委任状		
様式5	誓約書 (共同体の場合、構成員全てについて提出)		
様式6	事業計画書	正本1部	令和3年7月19日 (月)
様式7	収支計画書	副本12部	午後5時まで
様式8	質問事項提出書	正本1部	令和3年6月17日 (木)
様式9	指定管理辞退届	正本1部	

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

富里市指定管理者指定申請書

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名 印

富里市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 3 条の規定により、下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1. 公の施設の名称	観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」
2. 公の施設の位置	富里市七栄字獅子穴 6 5 0 番 2 0 6

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支計画書
- 3 施設運営の理念・基本方針
- 4 定款・規約その他これらに類する書類
- 5 法人にあっては登記事項証明書、法人以外の団体にあってはこれに相当する書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

## 共同体概要表

### 1 代表企業

所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

### 2 構成企業

所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

### 3 構成企業

所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

注 1 代表企業を含む全ての構成企業等について記載すること。

注 2 本様式は、共同体により参加する場合にのみ作成すること。(単独企業は不要)

## 共同体連絡先一覧

代表企業	商号又は名称	
	担 当 者 名	
	所 属	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電子メールアドレス	
構成企業	商号又は名称	
	担 当 者 名	
	所 属	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電子メールアドレス	
構成企業	商号又は名称	
	担 当 者 名	
	所 属	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電子メールアドレス	

注 本様式は、共同体により参加する場合にのみ作成すること。(単独企業は不要)

## 委 任 状

富里市長 様

構成企業

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

構成企業

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

私達は、下記の者に観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」指定管理の申請に際し、下記の権限を委任します。

記

代表企業

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

### 委任事項

- 1 応募書類等の提出について
- 2 ヒアリング等について

注 1 次の書類を添付すること。

- ・参加全企業等の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）（発行日から3か月以内のもの）
- ・参加全企業の印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）

注 2 本様式は、共同体により参加する場合にのみ作成すること。（単独企業は不要）

## 誓 約 書

年 月 日

富里市長 様

(申請者)

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

令和 年 月 日付けで提出した観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」の指定管理者の指定申請について、応募資格の欠格事項に該当しないことを誓約します。

申請書及び関係書類の記載事項に事実と相違があった場合又は欠格事項に該当していることが判明し、若しくは該当するに至った場合には、応募失格処分又は指定管理者候補者の失格処分を受けても一切異議は申し立てません。

事業計画書

富里市長 様

(申請者)

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」管理運営の事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 施設運営の理念・基本方針（様式 6－①）
- 2 施設の設置目的の達成に関する事項（様式 6－②）
- 3 施設管理運営事業計画
  - (1) 令和 4 年度の事業提案（様式 6－③）  
※経営体制、人材配置と施設機能整備、自主事業も含めて記載
  - (2) 事業の継続性、発展性に関する工夫（様式 6－④）  
※令和 5 年度以降の考えを記載
  - (3) 災害及び事故、防犯対策（様式 6－⑤）
  - (4) 苦情への対応、個人情報保護（様式 6－⑥）
  - (5) 類似施設の運営実績（様式 6－⑦）
  - (6) 富里市の観光振興の活動実績、市内の観光関連の各種団体等と連携した事業提案（様式 6－⑧）
  - (7) 指定管理料、利用料金収入、納付金の額の提案（様式 6－⑨）
  - (8) 独自の事業提案（様式 6－⑩）



様式6-①

1 施設運営の理念・基本方針

・ 公の施設を管理運営する上での考え方	
・ 観光・交流拠点施設の管理運営に関する考え方	
団体名	

様式 6 - ②

2 施設の設置目的の達成に関する事項

・利用者サービスの向上の方策	
・施設の利用促進の方策、類似施設との差別化の工夫	
・旧岩崎家末廣別邸との連携及び一体的活用の方策	
団体名	

様式 6 - ③

3 施設管理運営事業計画

(1) 令和 4 年度の事業提案

- ・ 経営体制、人材配置と施設機能整備、自主事業

団体名	

様式 6 - ④

3 施設管理運営事業計画

(2) 事業の継続性、発展性に関する工夫（令和 5 年度以降の考え）

・ 経営体制、人材配置と施設機能整備、自主事業

--	--

団体名

--

様式 6 - ⑤

3 施設管理運営事業計画

(3) 災害及び事故、防犯対策	
団体名	

様式 6 - ⑥

3 施設管理運営事業計画

(4) 苦情への対応、個人情報保護	
団体名	

様式 6 - ⑦

2 施設管理運営事業計画

(5) 類似施設の運営実績	
団体名	

様式 6 - ⑧

2 施設管理運営事業計画

(6) 市内観光振興の活動実績、市内の観光関連の各種団体等と連携した事業提案	
団体名	



様式 6 - ⑨

2 施設管理運営事業計画

(7) 指定管理料、利用料金収入、納付金の額の提案	
団体名	

様式 6 - ⑩

3 施設管理運営事業計画

(8) 独自の事業提案	
団体名	

様式7-①

観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」収支計画書（令和 年度）

【歳入】

単位：円

科 目	内 訳	金 額	備 考
指定管理料			
事業収入			
利用料金収入			
その他の収入			
合 計			

【歳出】

単位：円

科 目	内 訳	金 額	備 考
人件費			
施設管理費			
事業費			
合 計			

団体名	
-----	--

※令和4年度から令和8年度までの5か年度分を年度ごとに作成すること。

※科目は必要に応じて増やして作成すること。

様式 7 - ②

観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」収支計画書（指定期間総額）

【収入】

単位：円

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
指定管理料					
事業収入					
利用料金収入					
その他の収入					
合 計					
5 年間 収入合計					

【支出】

単位：円

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人件費					
事務費					
一般管理費					
施設管理費					
その他					
合 計					
5 年間 支出合計					

団体名	
-----	--

質 問 事 項 提 出 書

富里市長 様

(申請者)

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」の指定管理者の募集内容について、次のとおり質問事項を提出します。

項 目	資料名、ページ、項目等を記入してください。		
内 容			
担当者連絡先	氏 名		
	電話番号		FAX
	電子メール		

※質問事項は、本様式一枚につき一問とします。

年 月 日

辞 退 届

富里市長 様

(申請者)

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」指定管理者の申請を辞退します。

担当者連絡先	氏 名			
	電話番号		FAX	
	電子メール			